

社員側 事務主任 關根信義 外二名

會見

會社側 池島ヨリ

先日、會見ニ於テ諸君ヨリ希望セル数字及内示ニ付會社側ニ於テ試案ヲルテ協議シタカ諸君ノ希望ニ副ヒ難キ莫ハ多ク少アルモ會社ノ財政上ヨリ見テ已ムヲ得スト前據ニ別記(一)ノ會社案ヲ内示シ承諾ヲホソタリ
之ニ對シ社員側關係其他ヨリ

一 獎金社員ニ諮リタル上 返事ニルトテ

席ヲ外シ全社員ニ諮リ其ノ承諾ヲ得タルヲ以テ再ニ總接室ニ於テ會社側ニ對シ承諾ノ旨回答午後七時圓滿解決ノ途ケタリ

右及申報候也

別記(一)

我々の生涯は幾念作らぬ証されしれども、妻の觀念に甚だ切實なるものがある。不協時には減薪や留職と妻等には忍び難く、此の爲年々未だ如悦は尙其の余沢を嘗ておぼし、妻は、長らくは、彼に彼り低下し、夫の喪失を招来する、減薪時の約束及昨今の派手な生活を、待てり、區下するのを悲しむ、再思三考の義より、若輩をたに別記し却時其の實現を期す

一 俸給最低 三割額 四月分より實施

二 夜業の廢止 強要的連泊夜業は従て身人の過勞及能率低下と云ふのみあり

三 退職手當の確立 標準額退職手當の月俸

四 退職三年未満 一年ニ付一ヶ月分
五 退職三年以上七年未満 二ヶ月分
六 退職七年以上 三ヶ月分

四六七年十月以降 更年昭に左と適用の事
四 會社の都合に非ざる退職者の給与額は全額とする事
五 家族主義 大衆視より職員より在る認識を改め、五月八日迄に會社側の減額案を四答を望む

別記(二)

一 俸給ノ件 解決条件 (五月分ヨリ實施)
手當トシテ月給ノ一割ヲ支給